

令和6年度福島県公立学校実習助手 採用候補者選考試験実施要項

福島県教育委員会

試験期日や内容等に変更がある場合には、福島県教育委員会のウェブページでお知らせしますので、随時確認してください。
(アドレス <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/>)

福島県公立学校の実習助手を募集します。実習助手は、各公立学校において、当該教科の実験又は実習について教諭の職務を助ける業務を行います。

1 受験資格

次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす者とします。

- (1) 高等学校卒業以上（卒業見込みの者を含む）の学歴を有する者、又はこれと同等の学力があると認められる者
 - (2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者
 - (3) 昭和39年4月2日以降に生まれた者（令和6年4月1日現在の年齢が60歳未満の者）
- ※ 農業受験者は、大型特殊運転免許又は大型特殊運転免許（農耕車に限る）を有する者、又は食品衛生管理者の資格を有する者

2 募集する教科及び人数

理科・農業・工業・商業・水産について、合計9名程度

3 選考の方法

- (1) 第一次選考試験
筆答試験（各教科の専門的内容から出題）及び出願書類審査によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から、総合的に選考します。
※ 商業志願者は電卓、工業志願者は電卓（関数メモリーのあるもの）を準備してください（ただし、ポケットコンピュータは不可とします）。
- (2) 第二次選考試験
小論文、個人面接（実習等に関する内容を含む）、出願書類審査、身体検査結果によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から、総合的に選考します。

4 選考試験の日時・会場

- (1) 第一次選考試験（筆答試験）
 - ① 期 日 令和5年11月6日（月）
 - ② 会 場 福島県教育センター（福島市瀬上町字五月田16番地）
※ 自家用車の使用は認めません。
 - ③ 日 程 受 付 10:00～10:30
筆答試験 11:00～12:00
- (2) 第二次選考試験（小論文及び面接）
 - ① 期 日 令和5年11月30日（木）
 - ② 会 場・日 程
第一次選考試験合格者に対し、結果通知と併せて通知します。

5 配点・評定及び評価方法

(1) 配点及び評定

第一次 選考試験	項目	書類審査		筆答試験	
	配点・評定	点数化や評定は行わない		100点	
第二次 選考試験	項目	書類審査	身体検査	小論文	個人面接
	配点・評定	点数化や評定は行わない	適否	15点	A～Eの5段階

(2) 評価方法

選考試験	種別	評価方法
第一次 選考試験	筆答試験	各教科の素点をそのまま用いる。
	書類審査	総合的な選考の資料として用いる。
第二次 選考試験	小論文	設定した評価基準に基づき、3名の採点者が、それぞれ15点満点で採点し、その平均点を用いる。 【評価の観点】主題や課題の理解、論述の仕方や視点、構成、表記等
	個人面接	設定した評価基準に基づき、3名の面接者がA～Eの5段階で評価する。 【評価の観点】教科の専門性、使命感、人間性、表現力、態度等
	書類審査 身体検査	総合的な選考の資料として用いる。

6 出願書類

- (1) **令和6年度実習助手採用志願書**（別紙所定様式使用）及び**顔写真**（縦40mm ×横30mm。上半身、無帽で令和5年9月1日以降に撮影したもの。裏面に志願教科と氏名を記入。所定欄に糊付けすること。）
- (2) **最終学校卒業証明書又は卒業見込証明書**（3か月以内のもの）
※ 結婚等で志願者の姓と証明書の姓が違う場合は、戸籍抄本を提出してください。
- (3) 農業受験者は、所有する免許又は資格を証明するものの**コピー**
- (4) 障がいによる合理的配慮の申請が「有」の場合は、**障がいのある志願者への合理的配慮の提供に関する申請書**（別紙所定様式使用）
※ 障がいのあることを証明する「身体障害者手帳」等を所有し、障がいの状態等に応じた合理的配慮の提供を必要とする方は、志願書及び障がいのある志願者への合理的配慮の提供に関する申請書に必要事項を記入の上、「**身体障害者手帳**」等の写しを添えて出願してください。障がいの状態やこれまで受けてきた支援の内容を勘案し、合理的配慮の提供を個別に決定します。
- (5) その他
出願者の宛名及び郵便番号を記入した長形3号の封筒（糊付きのもの）1枚（84円分の切手を貼付）を同封すること。
なお、身体検査書については第一次選考試験の合格者のみ提出することとなります。

※ 提出書類に記載された志願者に関する個人情報、実習助手採用に関する業務にのみ利用します。

7 出願上の注意

- (1) 出願に必要な各書類は、もれなく取りそろえ、角形2号の封筒に入れ、封筒の表面に赤字で「実習助手採用志願書」と書いて、必ず**簡易書留又は一般書留**で郵送してください。（普通郵便で送付し、書類が紛失した場合は、責任を負いません。）また、**持参提出及び宅配便提出は受理しません。**
- (2) 2教科以上にわたる出願は認めません。
- (3) 出願書類不備のものについては、受け付けないことがあります。

8 出願受付期間及び出願書類送付先

- (1) 出願受付期間 令和5年9月28日(木)から10月6日(金)まで
※10月6日の消印のあるものは受理します。
- (2) 出願書類送付先

郵便番号 960-8688
住 所 福島市杉妻町2-16
宛 名 福島県教育庁高校教育課 実習助手担当
電 話 024-521-7770

9 選考試験結果の通知

- (1) 第一次選考試験の結果、一定の基準に達した者について第二次選考試験を行います。なお、第一次選考試験の結果については、11月下旬までに福島県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、各人に通知します。
発表日の詳しい日時は、第一次選考試験の折に連絡します。
- (2) 第二次選考試験の結果については、令和6年1月下旬までに福島県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、各人に通知します。また、合格者は「令和6年度福島県公立学校実習助手採用候補者名簿」に登載します。
発表日の詳しい日時は、第二次選考試験の折に連絡します。
- (3) 選考試験の結果については、第一次・第二次選考試験とも発表日から1か月間、福島県教育委員会のウェブページで合格者の受験番号を公開します。また、第一次選考試験では筆答試験の平均得点を、第二次選考試験では小論文の平均得点をそれぞれ公開します。(アドレス <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/>)
- (4) 選考試験結果の得点開示は、選考結果の可否とともに各人宛に通知します。内容については以下のとおりです。

選考試験	開示内容
第一次 選考試験	・筆答試験の得点 ・不合格者の中での総合ランク (A~Cの3段階) (不合格者のみ)
第二次 選考試験	・身体検査 (提出されたもの) の適否 ・小論文の得点及び個人面接のランク (A~Eの5段階)

10 筆答試験問題の閲覧

福島県県政情報センターで、前年度実施の本県公立学校実習助手採用候補者選考試験第一次試験筆答試験問題及び解答例を閲覧することができます。(有料で写しの交付を受けることも可能です。)

また、本年度実施の第一次選考試験筆答試験問題及び解答例の閲覧は、令和6年1月4日(木)以降を予定しています。

福島県県政情報センター

福島市杉妻町2-16 (県庁西庁舎1階)、平日のみ、午前8時45分~午後4時45分

11 勤務条件等

- (1) 給料月額(令和5年4月1日現在 新卒の例)

	4年制大学	短期大学	高等学校
実習助手	214,500円	193,600円	173,700円

※6月、12月に期末手当、勤勉手当が支給されます。また、一定の要件を満たす場合には、扶養手当、住居手当、通勤手当などが支給されます。

- (2) 勤務時間

週38時間45分

- (3) 休暇

年次有給休暇は1年につき20日です。ほかに、病気休暇や特別休暇（産前産後休暇、夏季休暇、子育て休暇、結婚休暇など）、介護休暇などがあります。

- (4) 福利厚生

結婚するとき、子どもが生まれるとき、病気やケガをしたとき、災害にあったときなどに、所定の給付を受けることができます。また、人間ドック等の事業も充実しています。

12 問合せ先

福島県教育庁 高校教育課 実習助手担当 電話 024-521-7770

午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日は閉庁）

福島県教育委員会 ウェブページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/>

福島県教育庁高校教育課 ウェブページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/>